

令和5年度「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト」  
謝金単価について

委託事業の経費の積算にあたっては、スポーツ庁で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価がこれを下回る場合は、それらを用いて積算すること。

諸謝金基準単価表

| 区分        | 単位 | 金額（円）   | 備考      |
|-----------|----|---------|---------|
| 会議出席謝金    | 日  | 14,000円 | 実働2時間以上 |
| 会議出席謝金    | 時間 | 7,000円  | 実働2時間未満 |
| 講演謝金      | 時間 | 11,510円 | 専門テーマ講演 |
| 助言謝金      | 時間 | 5,200円  | 事業に係る助言 |
| 作業補助等労務謝金 | 時間 | 1,210円  | 雇用2ヶ月以内 |